（放送法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十一条　放送法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項中「第九条第一項第五号」を「第二十条第一項第五号」に、「委託協会国際放送業務」を「協会国際衛星放送」に、「第五十二条の四第一項」を「第百四十七条第一項」に、「第五十二条の六の二第一項」を「第百五十二条第一項」に、「第五十二条の十八第二項」を「第九十八条第二項」に、「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に、「第五十二条の三十一」を「第百六十条」に改める。

（電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部改正）

第四十二条　電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第二条第二号の二の六の移動受信用地上放送」を「第二条第十四号の移動受信用地上基幹放送」に改める。

（総務省設置法の一部改正）

第四十三条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める。

第八条第二項中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める。

第三章第二節第四款の款名を次のように改める。

第四款　電気通信紛争処理委員会

第十九条中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に、「及び電波法」を「、電波法」に、「並びに」を「及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）並びに」に改める。

第二十条中「、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）及び電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）」を「及び放送法」に改める。

内閣総理大臣　菅　**直人**
総務大臣　片山　善博
法務大臣　仙谷　由人
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　高木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
国土交通大臣　馬淵　澄夫
防衛大臣　北澤　俊美

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月三日

内閣総理大臣　菅　**直人**

法律第六十六号

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣　片山　善博
内閣総理大臣　菅　**直人**

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月三日

内閣総理大臣　菅　**直人**

法律第六十七号

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

目次

前文
第一章　総則（第一条）
第二章　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等
　第一節　総則（第二条・第三条）
　第二節　基本方針（第四条）
　第三節　農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する施策（第五条―第十七条）
　第四節　雑則（第十八条―第二十三条）
　第五節　罰則（第二十四条）
第三章　地域の農林水産物の利用の促進
　第一節　総則（第二十五条―第三十九条）
　第二節　基本方針等（第四十条・第四十一条）
　第三節　地域の農林水産物の利用の促進に関する施策（第四十二条―第五十条）
附則

農山漁村は、長年にわたって我が国の豊かな風土と勤勉な国民性をはぐくみ、就業の機会を提供し、多様な文化を創造してきた。また、農林漁業の持続的かつ健全な発展は、その有する農林水産物等の安定的な供給の機能及び国土の保全等の多面にわたる機能が発揮されることにより、農山漁村の活力の維持向上に寄与するとともに、国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に貢献するものである。

しかるに、我が国の農林漁業及び農山漁村は内外の様々な問題に直面しており、農林水産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化や過疎化の進展等により、農山漁村の活力は著しく低下している。

我々は、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す六次産業化の取組と、地域の農林水産物の利用を促進することによる国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の取組が相まって、農林漁業者の所得の確保を通じて農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とするとともに、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等に重要な役割を担うものと確信する。

同時に、これらの取組は、農山漁村に豊富に存在する土地、水その他の資源の有効な活用、地域における食品循環資源の再生利用、農林水産物の生産地と消費地との距離の縮減等を通じ、環境への負荷の低減に寄与することが大いに期待されるものである。

ここに、このような視点に立ち、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策を講じて農山漁村における六次産業化を推進するとともに、国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。